

高山村景観形成推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山村景観条例（平成20年高山村条例第32号。以下「条例」という。）第20条及び第21条第9項並びに第24条の規定による助成金（以下「助成金」という。）の交付について、高山村補助金交付規則（昭和55年高山村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象経費)

第2条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに高山村景観資産の外観の修繕に要する経費（下地材の経費を含む。）。ただし、保存上特に必要な場合は、構造耐力上主要な部分の修繕に要する費用を含めることができる。
- (2) 景観法第81条の規定による景観協定及び条例第23条の規定による景観形成住民協定の締結及び実践活動に要する経費
- (3) 景観形成村民団体の設立及び実践活動に要する経費

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 景観重要建造物等の所有者又は管理者
- (2) 景観協定の認可又は景観形成住民協定の認定を受けた協定を締結した団体
- (3) 景観形成村民団体の認定を受けた団体

(助成金の交付の制限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、高山村が定めた他の補助金交付要綱による補助金の交付を受け、又は高山村以外のものから補助若しくは寄付を受けている経費については、本助成金の交付の対象としない。

2 本助成金は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(助成金の補助率及び補助限度額)

第5条 第2条の助成金の対象となる経費の内容、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 第2条第1項第1号に定める助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、村長に申請しなければならない。

- (1) 工事設計図書
- (2) 工事見積書
- (3) その他村長が必要と認めるもの

2 第2条第1項第2号及び第3号に定める助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他村長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 村長は、前条に定める交付申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めるとき、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、村長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 村長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容および付した条件を速やかに助成金の交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、当該決定に係る助成対象事業の内容等を変更若しくは中止しようとするときは、事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)によりあらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(完了期限)

第9条 交付対象者は、当該年度に係る助成対象事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(事業完了遅延の報告)

第10条 交付対象者は、助成対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難となったときは、事業完了遅延報告書(様式第5号)により速やかにその理由および遂行状況を記載した報告書を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 第2条第1項第1号に定める助成金の交付対象者は、助成対象事業が完了した日から起算して14日以内に実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

(1) 完成設計図書

(2) 完了写真

(3) 工事費の領収書の写し

(4) その他村長が必要と認めるもの

2 第2条第1項第2号及び第3号に定める助成金の交付対象者は、助成対象事業が完了した日から起算して1ヶ月以内又は本助成金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他村長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第12条 交付対象者に交付する助成金は、助成対象事業の完了を確認した後、交付するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を概算払により交付することができる。

(検査等)

第13条 村長は、交付対象者に対し、必要な指示をし、報告を求め、または検査を行うことができる。

(額の確定)

第14条 村長は、実績報告書により、助成対象事業の内容を審査し、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するとともに、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱または交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または助成金の交付に関し不正行為があったとき。

2 村長は、助成金の交付を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により、その取消しの内容及び理由を速やかに助成金の交付申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 村長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整理および保存)

第17条 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る書類等を整理し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

助成対象経費	対象となる経費の内容	補助率	補助金限度額
(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の外観の修繕に要する経費	修繕に係る以下の経費 (1) 工事費 (2) 設計費 (3) 監理費 (4) 診断費	2/3 以内	3,000,000円
(2) 高山村景観資産の外観の修繕に要する経費	修繕に係る以下の経費 (1) 工事費 (2) 設計費 (3) 監理費 (4) 診断費	1/2 以内	1,000,000円

(3) 景観法第 81 条の規定による景観協定及び条例第 23 条の規定による景観形成住民協定の締結及び実践活動に要する経費	■協定締結活動に要する経費 (1) 協定締結のための視察、講習会、研修会その他会議に要する経費 (2) 協定締結に必要な調査の実施に要する経費 (3) 協定書作成のための会議等に要する経費 (4) 住民の啓発に要する経費 (5) その他村長が必要と認める事業に要する経費	1 / 2 以内	200,000 円 ※協定締結年度のみを限度とする
	■協定実践活動に要する経費 (1) 協定実践のための研修会その他会議に要する経費 (2) 住民の啓発に要する経費 (3) その他村長が必要と認める事業に要する経費	1 / 2 以内	200,000 円 ※協定締結の翌年度から 3 カ年を限度とする
(4) 景観形成村民団体の設立及び実践活動に要する経費	■団体設立活動に要する経費 (1) 村民団体結成のための視察、講習会、研修会その他会議に要する経費 (2) 団体結成に必要な調査の実施に要する経費 (3) その他村長が必要と認める事業に要する経費	1 / 2 以内	200,000 円 ※団体設立年度のみを限度とする
	■実践活動に要する経費 (1) 良好な景観の形成に有意義な活動に要する経費 (2) 団体活動実施のための研修会その他会議に要する経費 (3) 住民の啓発に要する経費 (4) その他村長が必要と認める事業に要する経費	1 / 2 以内	200,000 円 ※ 3 カ年を限度とする

注

- 1 工事費とは、外装材およびこれを必要な部分に緊結するための下地材料の費用ならびにこれらの施工に要する労務費をいう。
- 2 補助金額は、千円単位とし、端数は、切り捨てる。

様式第1号(第6条関係)

景観重要建造物等修繕事業費助成金交付申請書

年 月 日

高山村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先(電話)

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高山村景観形成推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 景観重要建造物等の名称	
2 指定番号及び指定年月日	第 号 (年 月 日指定)
3 事業の場所(所在地)	高山村
4 事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 修繕事業の概容	
5 助成対象事業費	

添付書類

- (1) 工事設計図書
- (2) 工事見積書
- (3) その他村長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

景観協定団体活動事業費
景観形成住民協定団体活動事業費 助成金交付申請書
景観形成村民団体活動事業費

年 月 日

高山村長 様

所在地

団体名

代表者

(電話 ー)

高山村景観形成推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金申請額

円

2 助成対象経費の内容

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) その他村長が必要と認めるもの

様式第3号(第7条関係)

景観重要建造物等修繕事業費助成金

交付決定通知書

景観形成活動事業費助成金

第 号
年 月 日

様

高山村長

年 月 日で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定年月日	
2 建造物等の名称 団体	
3 事業の場所	
5 事業の内容	
6 助成対象事業費	
7 助成金交付決定額	
8 助成金交付の条件	

様式第4号(第8条関係)

景観重要建造物等修繕事業

変更(中止)承認申請書

景観形成活動事業

年 月 日

高山村長 様

申請者 住所

氏名

連絡先(電話)

(法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた事業
の内容を 変 更 したいので、高山村景観形成推進事業助成金交付要綱第8条の規定に
中 止 より、下記のとおり申請します。

記

1 変更(中止)の理由		
	変 更 前	変 更 後
2 事業の内容		
3 助成対象事業費		
4 助成金交付決定額		

事業完了遅延報告書

年 月 日

高山村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあつた助成金対象事業が、予定期間内に完了できないので、高山村景観形成推進事業助成金交付要綱第10条の規定により報告しますので、指示をお願いします。

1 事業遅延の理由	
2 遂行状況	
3 完了予定年月日	年 月 日

景観重要建造物等修繕事業実績報告書

年 月 日

高山村長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先(電話)

(法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあつた景観重要
建造物等修繕事業について、事業を完了したので高山村景観形成推進事業助成金交付要綱第
11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 景観重要建造物等の名称	
2 助成対象事業費	
3 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(添付書類)

- (1) 完成設計図書
- (2) 完了写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認めるもの

様式第7号(第11条関係)

景観協定団体活動事業
景観形成住民協定団体活動事業 実績報告書
景観形成村民団体活動事業

年 月 日

高山村長 様

所在地

団体名

代表者

(電話 ー)

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定のあった
景観協定団体活動事業
景観形成住民協定団体活動事業 について、事業を完了したので、高山村景観
景観形成村民団体活動事業

形成推進事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象活動の種類

2 事業完了年月日

年 月 日

3 助成対象事業費

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

様式第8号(第15条関係)

景観重要建造物等修繕事業費助成金

交付決定取消通知書

景観形成活動事業費助成金

第 号
年 月 日

様

高山村長

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった助成金について、下記のとおり交付を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 交付決定取消年月日	
2 建造物等の名称 団体	
3 事業の場所	
4 事業の内容	
5 助成対象事業費	
6 助成金交付決定額	
7 交付決定取消理由 及び取り消した部分	